

投票に行こう!



7月20日は 参議院(選挙区・比例代表)選挙の投票日

選挙のお知らせ ■発行：野田市選挙管理委員会・野田市明るい選挙推進協議会
(〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1・☎047123-1580 直通)

**期日前投票は7月4日から
市内5か所で一斉に開始します**

期日前投票所	期 間	投票時間
市役所2階(中会議室)	7月4日(金)～7月19日(土)	8時30分～20時
いちいのホール4階(集会室第3)		
南コミュニティセンター1階		9時～20時
北コミュニティセンター1階		
イオンノア店3階		

皆さんの投票機会を増やすために、今回の選挙から期日前投票所すべて(5か所)で公示日の翌日から投票できるようにしました。

7月20日(日)に投票所に行けない方はぜひ利用してください。投票時間は期日前投票所で違いますので注意してください。

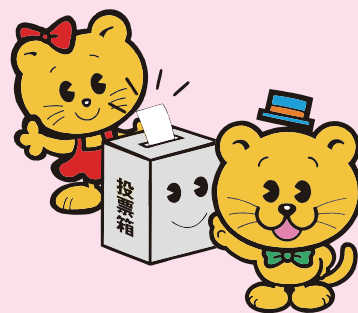


参議院議員通常選挙は、7月3日(日)に公示され7月20日(日)に投票が行われます。皆さんの意思を国政に反映させる貴重な機会です。

棄権せず、必ず投票しましょう。投票日に仕事などで都合の悪い方は、期日前投票を有効に利用してください。

〈投票は希望という木の種になる〉
**必ず投票し
貴重な1票を国政に**

2種類の投票



せんきょ君とせんきょちゃんは、千葉県の明るい選挙のシンボルキャラクターです

■投票の流れ

①入場整理券を用意し投票所へ

入場整理券

第●投票所
投票場所：●●●●●●●●

選挙当日の投票所は入場整理券に記載(紛失した場合は、当日投票所の係員へ申し出てください)

②はじめに参議院千葉県選出議員選挙

候補者名

千葉県選出議員選挙は、「クリーム色地に黒刷りの投票用紙」に候補者名を記入して投票

③次に参議院比例代表選出議員選挙

候補者名
または
政党名等

比例代表選挙は、「白地に赤刷りの投票用紙」に候補者名または政党名等を記入して投票

(裏面に「う」)

参議院議員通常選挙では、「千葉県選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」の投票を行います。
はじめに、千葉県選出議員選挙の投票用紙(クリーム色)地に

投票できる方

平成19年7月21日までに生まれ、令和7年4月2日までに野田市に住民登録し、公職選挙法

【投票場所】市内46か所の投票所
時～20時
【投票日と時間】7月20日(日)7

黒刷り)を交付します。投票用紙には、候補者名を記入し投票してください。
次に、比例代表選出議員選挙の投票用紙(白地に赤刷り)を交付します。比例代表選挙の投票用紙には、候補者名または政党名等を記入してください。

に規定の選挙権の停止を受けておらず野田市の選挙人名簿に登録されている方（詳細は選挙管理委員会に問い合わせください）
なお、令和7年4月3日以降に野田市に転入の届け出をした方は、前住所地の市区町村で投票できる場合があります。

親子連れ投票記念証

期日前投票所や当日投票所に親子連れで投票に来た未就学児や小学校低学年を対象に、親子連れ投票記念証を配布します。なくなり次第配布は終了です。

親子連れ投票記念証



表面

裏面

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、選挙日程の確定時期が遅くなったことにより7月上旬到着予定です。

期日前投票までにお手元に届かない場合がありますが、入場整

理券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録され、本人であることが確認できれば、投票できますので、投票所の係員が選挙管理委員会に問い合わせください。

入場整理券は、世帯ごとに郵送します。封書タイプの6名連記式になっていますので、各自で切り離し、本人が投票所へ持参してください。投票口当日に投票する方は、入場整理券裏面の期日前投票宣誓書兼請求書に記入は必要ありません。

市内で住所を変えた場合

市内で住所変更手続きをした場合でも、旧住所地の投票所で

市内で住所を変えた場合

市内で住所の変更手続きを行った時期	投票できる投票所
令和7年6月9日月まで	新住所地での投票所
令和7年6月10日☿以降	旧住所地での投票所

の投票となる場合があります。投票所は、投票所入場整理券に記載されていますので、確認してください。

不在者投票

●市外に長期滞在中

仕事などで、他の市区町村に滞在の方は、郵便で投票用紙などを選挙管理委員会に請求し、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべて投票ができます。請求書は市ホームページからダウンロードできます。

●病院・施設に入院や入所中

入院・入所している病院や老人ホームなどが不在者投票できる施設に指定されていれば、施設内で不在者投票ができますので、病院や施設の担当者に申し出てください。

なお、施設が指定されているかは選挙管理委員会に問い合わせください。

●重度の身体障がい者など

身体障害者手帳が戦傷病者手帳の交付を受けていて、障がいの内容が一定の要件に該当する方や、介護保険の被保険者証の区分が要介護5の方は、郵便などによる不在者投票ができます。

事前に、選挙管理委員会に申請が必要ですので注意してください。

代理・点字による投票

身体が不自由で候補者の氏名を投票用紙に自分で書くことができない場合、係員が補助者立会いのもと代筆しますので、申し出てください。

また、投票所にある点字器を使って投票することもできます。

選挙公報を配布

候補者の氏名、経歴、抱負などを掲載した選挙公報は、市内各駅や公民館などに公報ボックスを設置し、配布します。

また、朝日・産経・千葉日報・東京・日本経済・毎日・読売の各新聞に折り込んで配布する予定です。

いずれの新聞も購読していない場合は郵送しますので、選挙管理委員会に連絡してください。すでに連絡済みの方は除きます。

なお、選挙公報の郵送は1度申し込むと以後は継続発送しますので、不要な場合は選挙管理委員会へ連絡してください。選

挙公報は準備ができ次第、市ホームページにも掲載する予定です。

開票及び投開票の速報

開票は、7月20日☿21時10分からインフォマージョリーナ（総合公園体育館）で行います。投票・開票の状況は、市ホームページで公表します。

●投票状況の更新

9時から2時間ごとに、17時からは1時間ごとに、投票状況を掲載します。

各投票所別に投票状況もPDFファイルで掲載します。

●開票速報の更新

22時から30分ごとに、開票状況を掲載し、更新時間は各速報時間の10分後を目安とします。

公民館などの休館日変更

東部・北部・川間・福田・南部梅郷・木間ヶ瀬の各公民館と谷吉・島の各福祉会館は投票所となるため、7月20日☿は休館します。

振替で谷吉・島会館は翌日21日☿に臨時開館し、各公民館は翌週28日☿に開館します。

【問合せ】選挙管理委員会事務局 ☎0471-2311580

【HP検索】1046778